

優しさや思いやりの心を育む

人権の花運動

町では人権擁護委員の皆さんと、5月下旬～6月中旬にかけて町内の小学校に花の苗を贈呈し、子どもたちが協力して花を育てることを通じて、生命の大切さや相手への思いやりなど、人権を尊ぶ心を育むことを目的とした「人権の花運動」を行いました。



落部小学校



東野小学校



野田生小学校



八雲小学校

第64回 社会を明るくする運動について

社会を明るくする運動とは、すべての国民が犯罪の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせて犯罪や非行のない明るい町づくり、明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

八雲地区推進委員会では、地域との協力関係を深め、理解と参加を一層勧める啓発活動を行っています。

今年度の事業として、小学校駅伝競走大会と少年サッカー大会などを実施します。※日時・場所等については、25ページスポーツだよりをご覧ください。



法テラス八雲通信 vol.25

管轄とは

法テラス八雲法律事務所 弁護士 森田 了導



■たとえば、八雲町に住んでいる人が、札幌市に住んでいる人を相手に訴訟を起こすとします。この場合、訴訟を起こすべき裁判所はどこになるのでしょうか。八雲簡易裁判所でしょうか？それとも、函館地方裁判所でしょうか？あるいは、札幌地方裁判所まで出かけて行って訴訟をしなければならぬのでしょうか？このように、訴訟や調停を起こすとき、その申立てをどの裁判所に対してすればよいか、という取り扱いの区分のことを「管轄」と呼びます。

■管轄には、事件の内容によって裁判所を分ける「事物管轄」や、どの地域にある裁判所に申し立てをすればよいかを分ける「土地管轄」などいくつかの種類があり、訴訟の目的の価額や、原告・被告の住所地、あるいは事件の起きた場所や内容などによって、管轄を有する裁判所が変わってきます。また、これらの組み合わせにより、複数の裁判所が管轄を有する場合もあり得ます。

■訴訟や調停がどの裁判所で行われることになるのかは、場合によっては、勝敗を決しかねない重要な意味を持つことがあります。そのため、これから訴訟や調停を起こそうというのであれば、あるいは訴訟や調停を起こされそうかどうかであれば、事前にどの裁判所が管轄をもつことになるのかをよく吟味しておかなければなりません。

■法テラス八雲法律事務所では、これから裁判をしようと考えている方のご相談を受け付けております。こんなことを相談できるのかな、というようなことが気になったときには、「法テラス八雲法律事務所」☎050-3383-8366)までお気軽にご相談予約のお電話をお寄せください。また「法テラス江差法律事務所」☎050-3383-5563)でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。